

東温市公の施設使用料減額団体登録要綱

（目的）

第1条 この告示は、東温市（以下「市」という。）が設置する公の施設の使用料の減額対象となる団体（以下「減額団体」という。）を登録する手続等を定めることにより、適正かつ円滑な施設管理及び事務の効率化を図ることを目的とする。

（登録の要件）

第2条 登録を受けることができる減額団体は、満60歳以上の高齢者で構成している団体、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳若しくは療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）による療育手帳の交付を受けている者で構成している団体又は社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体であり、かつ、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市内に組織の拠点を置き、主として市内において活動を行っていること。
- (2) 団体の構成員が5人以上であり、かつ、その3分の2以上が市内に在住し、在勤し、又は在学する者であること。
- (3) 1年以上の活動実績があり、年間を通して継続的な活動を行っていること。
- (4) 団体の規約、会則等を有していること。
- (5) 代表者及び責任者が明確であり、適切な会計処理が行われていること。
- (6) 営利活動、政治活動又は宗教活動を目的とする団体でないこと。
- (7) 団体及びその構成員が東温市暴力団排除条例（平成23年東温市条例第19号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団員等に該当し

ないこと。

- 2 前項の規定にかかわらず、市から補助金の交付を受けている団体の下部団体である場合は、登録の要件を満たしているものとみなす。

（登録の申請）

第3条 登録を受けようとする減額団体の代表者は、東温市公の施設使用料減額団体登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 団体の規約、会則等
- (2) 団体役員及び会員名簿
- (3) 団体の事業計画書（これに準ずるものを含む。）及び予算書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（登録の決定及び通知）

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、東温市公の施設使用料減額団体登録通知書（様式第2号）又は東温市公の施設使用料減額団体登録不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（減額団体の登録）

第5条 減額団体として登録を決定したときは、東温市公の施設使用料減額団体登録台帳（様式第4号）に登録するものとする。

（登録の有効期間）

第6条 登録の有効期間は、第4条の規定による登録の決定を受けた日から起算して2年を経過した日の属する年度の末日までとする。

- 2 前条の規定による登録を受けた減額団体（次条及び第8条において「登録団体」という。）が有効期間満了後も引き続き登録を受けようとするときは、有効期間が満了する日までに、第3条の規定による申請を再度行わなければならない。

（変更等の届出）

第7条 登録団体は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに東温市公の施設使用料減額団体登録事項変更届（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第8条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請により登録を受けたとき。
- (3) 登録団体が解散又は消滅したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が登録団体として不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、東温市公の施設使用料減額団体登録取消通知書（様式第6号）により当該登録団体に通知するものとする。

3 登録期間中に登録団体が解散した場合は、速やかに東温市公の施設使用料減額団体解散届（様式第7号）を提出しなければならない。

（事務処理）

第9条 登録に係る事務は、当該施設の所管課において処理する。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年10月1日から施行する。

（準備行為）

2 減額団体の登録の手續に関し必要な行為は、この告示の施行前においても行うことができる。